

令和 7 年 度
四日市市会計年度任用職員（フルタイム）
看護師 採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

- 募集職種……会計年度任用職員（フルタイム）看護師
- ◇採用後の主な業務内容…市立保育園・こども園における園児等の健康管理、保健指導
- 採用予定人数…1名程度
- ※採用予定人数については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。

2 採用予定日 令和7年10月1日

3 受験資格 次の要件をすべて満たす方が受験できます。

- ①昭和40年10月2日以降生まれの方
- ②看護師または准看護師の免許を有する方（採用日までに取得見込みの方を含む。）
- ③地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方
- ④外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方

4 試験日及び会場

試験日	令和7年8月17日（日） 午前9時から
会 場	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館5階 集団指導室

5 試験内容

※ 鉛筆（B又はHB）数本と消しゴム等の筆記用具を持参すること。

試験科目	試験時間	内 容
事務能力基礎試験	50分	国語（日本語）及び数的処理能力についての筆記試験を行います。
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
面接試験	15分	人物及び職務に対する適応性等について総合評価

6 合格発表 令和7年8月下旬頃（予定）郵便にて本人に通知

※採用内定者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

7 受験手続

- 提出書類（下記①～④）
 - ① 受験申込書 1部
〔市規定用紙。3箇月以内に撮影の上半身・脱帽の写真（30×40mm・2カ所）を貼りつけること。〕
※学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示してください。
 - ② 封筒（長3型） 2通
（受験票、試験結果送付用。2通とも宛名を明記し、110円切手を貼ること。）
 - ③ 看護師または准看護師の免許証の写し 1部（コピー）

※ 令和7年9月末日までに資格を所有する見込みの者は、資格取得見込証明書とする。

④ 【外国籍の人のみ】

在留資格を証する書類(住民票等)1部(個人番号情報は不要です)

※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験および採用に関する事務以外の目的では使用しません。提出書類については返却しません。

○提出先

四日市市こども未来部保育幼稚園課

四日市市諏訪町2番2号(〒510-0085) 四日市市総合会館3階

○受付期間

令和7年6月18日(水)から令和7年8月6日(水)〔当日必着〕

※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。持参の場合の受付は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします(祝日を除く)。

8 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

(1) 期 間 合格発表日から1か月間

(2) 場 所 四日市市こども未来部保育幼稚園課

(3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上直接申し出る。

9 受験についての問い合わせ先

四日市市こども未来部保育幼稚園課 (電話)059-354-8173

■勤務条件(令和7年10月予定)

(1) 初任給 226,066円(金額は地域手当(9%)を含む)

☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限りです)

☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.60月分)、退職手当などが支給されます。

☆民間給与との動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

(2) 勤務場所 各市立保育園・こども園

(3) 勤務時間等 午前8時30分から午後5時15分を基本とし、開所時間に応じて別に定めます。

(4) 休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。(ただし、年度途中採用の場合、採用1年目の年次有給休暇は、採用年度の任用日数に応じて算定した日数となります。)その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

(5) 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和8年3月31日)

(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和10年3月31日まで。)

(その後は選考による再度の任用あり。任用期間などについては上記と同様の扱いとする。ただし、地方公務員の定年年齢を超えての再度の任用はありません。)

■参考

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者